

こんな質問をしました

1. 本人通知制度の登録推進について
2. 建設業の後継者育成策について
3. 「被爆体験者」問題の解決について
4. BSL4 施設計画の問題点について
5. 教職員の「働き方改革」について

1. 本人通知制度の登録推進について

池田 Q1：長崎市は一昨年から戸籍謄本や住民票などの不正取得による人権侵害を防ぐ目的で本人通知制度を導入した。たくさんの市民が登録することで効果が高まる制度だが、登録は進んでいるのか。また登録数を増やそうという意欲はあるのか。

中央総合事務所長 A1：各地域センターの窓口や公民館へのポスターの掲示、広報紙やHPへの記載、地域センターの待合所での行政情報の放映など、本制度の周知に努めているが、制度開始当時と比較して登録者数は微増の状態にとどまっている。不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止するため、さらなる周知の徹底に努め、登録につなげていきたい。

池田 Q2：中央地域センターの窓口を見てきた。「住民票のコンビニ交付サービス」のポスターは6枚も7枚も、窓口の前面の目立つところに貼ってあったが、本人通知制度のポスターは目立たないところに小ぶりのポスターが1枚のみ。広報ながさきへの掲載も、本人通知制度はこの2年で3回。一方、マイナンバーカードのお知らせは同期間に13回、おもちゃ病院のお知らせでも8回も載っている。本気で本人通知制度の登録を進めようとしているのか。

市民生活部長 A2：指摘された点は、他都市の状況も踏まえて調査をし、周知の徹底を図り、とりくみを進める。

池田 Q3：他都市では、家族登録を可能にしたり、研修会場で申込用紙を配布し市の職員が受け取り、住民異動届に本人通知制度登録の希望欄を設けたりしている。自治体職員が率先して登録したところもある。議場におられる職員のみなさんは登録しているのか。

中央総合事務所長 A3：今後しっかり取り組んでいきたい。

池田 4：長崎市では登録者7人に1人の割合で、第三者により個人情報取得されている。また市内の探偵業者が身元調査目的で戸籍謄本を不正取得して逮捕されている。本人通知制度があったから発覚した。人権侵害を防ぐために、もっと努力をして、登録を進めてほしい。

2. 建設業の後継者育成について

池田 Q5：建設技能労働者の人手不足は特に深刻で、その主な要因は賃金だ。設計労務単価は5年で49%上昇したが現場で働く技能労働者の賃金は6~7%しか上がっていない。後継者育成のためには設計労務単価に準じた賃金が支払われる公契約条例や要綱の制定が必要ではないか。

理財部長 A5：建設業界において担い手の確保が困難な状況にあると認識している。しかし労働者の賃金や労働条件は労使の当事者間で適切に処理されるもので、地方自治体が労働契約に介入することは困難。国の法整備を待つべきと考える。

池田 6：条例や要綱を制定している自治体があるのだから、やれないことはないはずだ。制定している自治体は増えてきている。前回質問した時、市は条例制定をしない代わりに雇用環境報告書を義務付け、チェックし指導し、労働環境の改善に努めると答弁した。しかしチェックしているのは、最低賃金を上回っているかどうかだけ。学生のバイトじゃない。最賃と比較するだけだから、建設技能労働者の賃金はいつまでたっても上がらない。設計労務単価に見合っているかどうかをチェックすべきだ。以前事務手続きが煩雑になるという答弁もあったが、事務手続きが煩雑にはるといふことと、建設技能労働の後継者がいなくなり災害対応ができなくなったリインフラが維持できなくなるのとどっちが大きな問題か。建設技能労働者がいなくなることへの危機感が足りない。しかも公共工事は市民の税金。設計労務単価で積算して工事金額が決められているのに、設計労務単価に見合う賃金が適正に支払われていないのは問題。怒りすら覚える。

池田 Q7：住宅リフォーム助成制度は、新築以上に技能習得、後継者育成策として有効だと現場から評価されている。特に「住みよ家」リフォームは「住宅性能向上」よりも対象が広く、いろんな技能習得ができる。今年もわずか4か月で受付が終了するほど住民のニーズも高い。「住みよ家」リフォーム助成を拡充すべきではないか。

まちづくり部長 A7：若手技能者育成策として引き続き継続できるよう努力する。

池田 Q8：「住みよ家」リフォームは、ぜひ拡充をお願いします。また後継者育成策として公共工事発注の平準化が必要だ。仕事がない時期がないように、コンスタントに安定した仕事とするために、工事発注の平準化に取り組めないか。

理財部長 A8：年度当初は工事発注が少なく、年末から年度末に工事が集中する。債務負担行為などを活用した年度当初の発注や工事の平準化を促し、年間を通じて偏りのない事業量を確保できるよう取り組む。

3. 「被爆体験者」問題の解決について

池田 Q9 : 「検証・長崎市政・田上市長の3期目」という記事で「長年の懸案である被爆体験者問題を巡っては『どんなルートでもいいから解決したい』と語る」という市長発言を読んだ。市長のこの意気込みは本当か。またどのような解決のルートを考えているのか。

池田 Q10 : 「ルート」として、私が考える解決法も検討してほしい。これまで、みなし地域を拡大して第1種健康診断受診者証を交付することを要望したことがあるか。受給者証の3年更新を終身にして、対象合併症の枠を撤廃。対象合併症の拡充も年に一つでは追いつかない。被爆体験者も原爆に起因する疾病だから健康管理手当制度の創設ができないか。

池田 Q11 : 次に訴訟による解決だが、2陣の長崎地裁判決は「10名に手帳を交付せよ」だった。もし市が控訴しないで手帳を交付していれば、別の解決策が動き出す可能性があった。残念でならない。病身の被爆者が放置されることになった。来週の2陣の高裁判決で原告に有利な判決が出た際には、上告しないと約束してほしい。

池田 Q12 : 放射線影響研究会が設置されて5年たつが、低線量被爆の影響の有無で見解が分かれ、いまだに結論が出ない。閾値については世界的にも見解が分かっている。メンバーを入れ替えて、低線量被爆の影響を認める学者の論文や意見を基に科学的知見を構築すべきだ。被爆体験者制度もそうやって作られた。政策的な科学的知見の構築があっというまにいいはずだ。政治的・政策的判断で科学的躊躇を乗り越えるべきではないか。

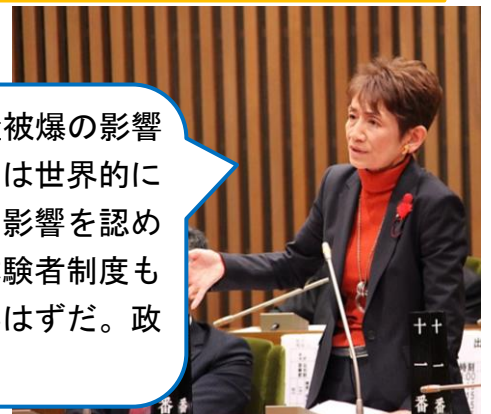
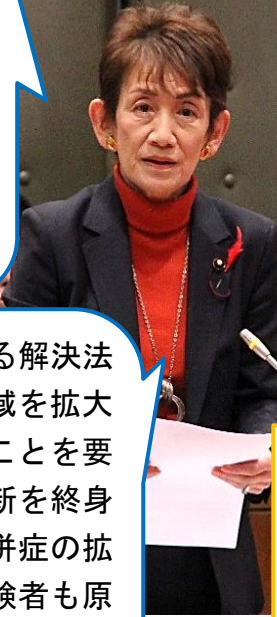
原爆対策部長 A12 : 低線量被爆の影響は、訴訟原告の意見書に採用されているが裁判で認められていない。国は世界的に認められたものでないと動かない。先生方にはそのようなものを研究してもらって科学的知見につなげたい。

池田 13 : 答弁を聞くと「あれもできない、これもできない」。それが市長の言う「あらゆるルート」か。被爆体験者には時間がない。7千5百人以上おられた体験者が今は5千人を切る。亡くられる方が加速度的に増えている。何か手を打たなければ、時間による解決を待っているとされる。市長は3年前まで、被爆地域の是正・拡大の働きかけもしなかった。これからは情のある政治をすべきだ。「どんなルートでも」というのであれば、私の提案も検討して被爆体験者問題の解決につなげてほしい。

市長 A9 : 被爆体験者には残された時間は多くない。救済という観点からの解決か科学的合理的根拠を見出すことによる解決かいずれにせよ何とか早期に解決したいという思いを述べた。昨年最高裁判決で厳しい判断が下された。国会議員の力を借りて市議会とともに被爆体験者救済のための方策を国に要望する。

原爆対策部長 A10 : みなし地域の拡大にも科学的合理的知見が必要だ。受給者証の終身への変更や医療費の無料化は要望しているが、健康管理手当創設は国では検討すらされていない。

原爆対策部長 A11 : 2陣の地裁判決は、国からの強い要請と、同じ地域内で矛盾が生じる可能性もあるなど総合的に判断して控訴した。高裁判決は重大な関心を持って注視しているが、想定による具体的見解は控えさせていただく。



4. BSL4 施設計画の問題点について

池田 Q14 : BSL4 施設に関して市長は「大学は徹底した情報開示をすと言っている」「地域との信頼関係の構築」と繰り返し答弁してきた。しかし実際は、住民が心配する一番知りたい情報「いつ、どんなウィルスを使って、どんな実験が行われるのか」という肝心の情報は公開されないということを長崎市は知っているではないか。これで地域との信頼関係は構築できると考えるのか。

市民健康部長 A14 : 施設の整備状況や感染後の研究の成果、感染が疑われる事故について情報公開する予定と聞いている。ただ情報開示によって安全確保に支障をきたすセキュリティに関わる一部の情報は関係機関の助言を得ながら決定。積極的な情報開示がなされるよう市として要請する。

池田 15 : ウィルス実験施設の中では、20 世紀初め 2~4 千万人の死者を出したスペインかぜウィルスを遺伝子組み換えで再現する実験が行われている。この実験をした東大教授は同じ手法でエボラウィルスを再現しようとしている。これらは科学誌に載っている周知の事実で、この東大教授は長崎に BSL4 施設ができれば、長大に来て同様の実験をするはずだ。市は「実験で、ウィルスの病原性を高めることはない」と聞いている」と答弁したが、致死性の高いエボラウィルスを再現するのは、病原性を強める実験ではないのか。どんな実験でもありではないか。何をやっているかわからない施設が隣にある。しかしその情報は公開されない。身の守りようもない。毎日、24 時間、将来にわたって不安を抱えて暮らさなければならない。万一のことがあっても因果関係すら立証できない。

池田 Q16 : 市は BSL4 施設建設に関して、感染症法を引き合いに出して答弁してきたが、感染症法は施設の立地や規制、安全基準を定めたものではない。つまり、日本にはこのようなバイオ施設の建設に関して定めた法律が存在しないのではないのか。

市民健康部長 A16 : BSL4 施設建設に関して特別な法規制はない。

池田 Q17 : アメリカでは、陸軍がユタ州の砂漠に BSL4 施設を建設しようとしたが、環境アセスと住民の合意がないとして建てられなかった。日本では BSL4 施設が危険な施設としての位置づけられておらず、規制する法律がない。世界水準から見ると遅れている。法律がないのであれば「住居地域から離れて立地」とする WHO の基準や、「地域住民の十分な合意と理解と信頼を得て進める」という日本学術会議の提言、「住宅地域は避ける」という建築学会のガイドラインを基準にすべきではないか。

市民健康部長 A17 : 設置場所は規制がないが、つくるにあたっては感染症法の中で設備の基準と保管の状況等が規制されている。



池田 22：市長に聞いている！使用者である教育長が答えるべきことではない！ ☹

池田 23：市教委の言う 100 時間超、80 時間超の人数把握だけでは、300 時間超えて働いている人が何人もいるという、この実態は見てこない。人数が上がってきた学校の実態を市長がちゃんと調査して改善命令を出すべきだと言っている。富山の公立中学校教諭が、2 か月連続 120 時間を超える勤務だったとして過労死認定された。そんな働き方をしている人がこの学校にも何人もいる。犠牲者が出てからでは遅い。先生が亡くなると子どもも傷つく。隠れたカリキュラムというが、子どもたちに間違った働き方を教えることにもなる。



池田 24：教育長も、改善しなければならぬのは分かっているはずだ。しかし「早く帰れ」というだけでは何の解決にもならない。連合の調査で、8 割の教職員が「時間内に仕事が処理しきれない」と答えている。仕事を減らして人を増やさなければだめだ。今度始まる給食の公会計化も学校に負担をかけない方法でやる。その他の学校徴収金の督促も行政でやる。スクール・ソーシャル・ワーカー、特別支援教育支援員、部活指導員を増やすなど、実効性のある対策を求める。



今回も、たくさんの傍聴ありがとうございました。